

## 市民税・県民税について

### 1 課税の根拠

この市民税・県民税は、地方税法、新潟県税条例及び長岡市市税条例の規定により、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住所が長岡市内にある方又は住所はないが事務所・事業所・家屋敷がある方に賦課したものです。

### 2 審査請求

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長岡市長に対して審査請求をすることができます。また、この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長岡市を被告（長岡市長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 3 納期限までに完納されないとき

(1) 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じて、次の割合を未納税額に乗じて計算した延滞金が徴収されます。

ア 納期限の翌日から1か月間

延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限7.3%）（令和6年中にあっては、年2.4%）

イ 納期限の翌日から1か月を経過した後

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限14.6%）（令和6年中にあっては、年8.7%）

※延滞金特例基準割合：各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合

(2) 納期限後20日以内に督促状が発送されます。

督促状を送った日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押処分を受けることがあります。

4 所得税の修正申告・更正等があったことにより、税額が変更となった場合又は新たに課税された場合の延滞金について

所得税の修正申告・更正等があったことにより、税額が変更となった場合又は新たに課税された場合は、本来の納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じて、下記ア及びイの割合を未納税額に乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

なお、本来の納期限から1年を経過後に、税額が変更となった場合又は新たに課税された場合は、本来の納期限から1年を経過する日の翌日から、この通知書を発した日までの期間については、延滞金の計算日数から除算します。ただし、偽り、不正な行為等により所得税を免れていた場合等には適用されません。

ア 本来の納期限の翌日から、この通知書記載の納期限まで

期 間	割 合
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%
令和4年1月1日から令和6年12月31日まで	年2.4%

※各欄の割合は、地方税法及び長岡市市税条例で定める割合となります。

※上記表の期間以後の割合は、変更となる場合があります。

※この通知書では、納期限の日に納付したとして延滞金を計算しています。

イ この通知書記載の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日以後について、前項3の(1)で示した割合

### 5 課税の対象となる所得について

前年中の所得に対して課税されますので、令和6年度の場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得が対象となります。

### 6 特別徴収から普通徴収にかわる場合

特別徴収の方法で市民税・県民税を納めていた納税者が、年度の途中で退職したこと等により、特別徴収されないこととなった税額は普通徴収の方法で納めていただきます。

### 7 減免

災害を受け、納付が困難となったために減免を受けたい方は、市民税課にご相談ください。

※ 詳しい計算方法については、市民税課にお問い合わせください。

### 所得控除額（令和6年度）

※ 下記は市民税・県民税の計算に用いる控除額です。所得税の計算に用いるものと金額が異なりますのでご注意ください。

控 除 項 目	控 除 額																						
雑 損 控 除	○実質損失額－総所得金額等×10% } いずれか多い金額 ○災害関連支出の金額－5万円																						
医 療 費 控 除	①医療費控除 医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) 限度額200万円 ②セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品等購入費実質負担額－12,000円 限度額88,000円																						
社 会 保 険 料 控 除 及 び 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	支払った金額全額																						
生 命 保 険 料 控 除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料の支払金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)</td> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)</td> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保険料の支払金額	控 除 額	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)	12,000円以下の場合	支払金額の全額	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払金額×1/2+6,000円	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払金額×1/2+14,000円	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)	56,000円を超える場合	28,000円	15,000円以下の場合	支払金額の全額	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円		40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/2+17,500円	70,000円を超える場合	35,000円
	区 分	保険料の支払金額	控 除 額																				
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)	12,000円以下の場合	支払金額の全額																					
	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払金額×1/2+6,000円																					
	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払金額×1/2+14,000円																					
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)	56,000円を超える場合	28,000円																					
	15,000円以下の場合	支払金額の全額																					
	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円																					
	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/2+17,500円																					
	70,000円を超える場合	35,000円																					
	<p>※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した額の合計額の控除を受けることができます。(限度額70,000円)</p> <p>※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した額の合計額の控除を受けることができます。(限度額28,000円)</p>																						
地 震 保 険 料 控 除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保険料の支払金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料だけの場合</td> <td>50,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②旧長期損害保険料だけの場合</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③地震と旧長期の両方がある場合</td> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>それぞれ上記①及び②により求めた合計額</td> <td>限度額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保険料の支払金額	控 除 額	①地震保険料だけの場合	50,000円以下の場合	支払金額×1/2	50,000円を超える場合	25,000円	②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合	支払金額の全額	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払金額×1/2+2,500円	③地震と旧長期の両方がある場合	15,000円を超える場合	10,000円	それぞれ上記①及び②により求めた合計額	限度額 25,000円				
	区 分	保険料の支払金額	控 除 額																				
	①地震保険料だけの場合	50,000円以下の場合	支払金額×1/2																				
50,000円を超える場合		25,000円																					
②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合	支払金額の全額																					
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払金額×1/2+2,500円																					
③地震と旧長期の両方がある場合	15,000円を超える場合	10,000円																					
	それぞれ上記①及び②により求めた合計額	限度額 25,000円																					

控 除 項 目	控 除 額																																																							
障 害 者 控 除	○障害者 26万円 ○特別障害者 30万円 ○同居特別障害者 53万円 (同居特別障害者…特別障害者であつた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている方)																																																							
寡 婦 ・ ひ と り 親 控 除	○寡 婦 26万円 ○ひ と り 親 30万円																																																							
勤 労 学 生 控 除	26万円																																																							
配 偶 者 控 除 及 び 配 偶 者 特 別 控 除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、金額に応じて控除を受けることができます。 (単位：万円)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">あなたの合計所得</th> <th colspan="8">配偶者の合計所得</th> </tr> <tr> <th colspan="8">配偶者特別控除</th> </tr> <tr> <th>～48</th> <th>～100</th> <th>～105</th> <th>～110</th> <th>～115</th> <th>～120</th> <th>～125</th> <th>～130</th> <th>～133</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900以下</td> <td>33 (38)</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>～950以下</td> <td>22 (26)</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>～1000以下</td> <td>11 (13)</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )は70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた方)の場合です。</p>	あなたの合計所得	配偶者の合計所得								配偶者特別控除								～48	～100	～105	～110	～115	～120	～125	～130	～133	900以下	33 (38)	33	31	26	21	16	11	6	3	～950以下	22 (26)	22	21	18	14	11	8	4	2	～1000以下	11 (13)	11	11	9	7	6	4	2
あなたの合計所得	配偶者の合計所得																																																							
	配偶者特別控除																																																							
	～48	～100	～105	～110	～115	～120	～125	～130	～133																																															
900以下	33 (38)	33	31	26	21	16	11	6	3																																															
～950以下	22 (26)	22	21	18	14	11	8	4	2																																															
～1000以下	11 (13)	11	11	9	7	6	4	2	1																																															
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下のときに受けられます。ただし、親族が事業専従者の場合は受けられません。 (単位：万円)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>該 当 者</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 般</td> <td>年齢16歳以上19歳未満の方 (平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方)</td> <td rowspan="2">33</td> </tr> <tr> <td>年齢23歳以上70歳未満の方 (昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方)</td> </tr> <tr> <td>特 定</td> <td>年齢19歳以上23歳未満の方 (平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方)</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老 人</td> <td>年齢70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)</td> <td rowspan="2">38</td> </tr> <tr> <td>同居老親等 老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常況としている方</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該 当 者	控 除 額	一 般	年齢16歳以上19歳未満の方 (平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方)	33	年齢23歳以上70歳未満の方 (昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方)	特 定	年齢19歳以上23歳未満の方 (平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方)	45	老 人	年齢70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)	38	同居老親等 老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常況としている方																																									
	区 分	該 当 者	控 除 額																																																					
	一 般	年齢16歳以上19歳未満の方 (平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方)	33																																																					
年齢23歳以上70歳未満の方 (昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方)																																																								
特 定	年齢19歳以上23歳未満の方 (平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方)	45																																																						
老 人	年齢70歳以上の方 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)	38																																																						
	同居老親等 老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の(祖)父母等で同居を常況としている方																																																							
※16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた方)は扶養控除対象外です。																																																								
基 礎 控 除	あなたの合計所得が2,500万円以下の場合、所得金額に応じて控除を受けることができます。 (単位：万円)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2,400</td> <td>～2,450</td> <td>～2,500</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>29</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得	控 除 額	～2,400	～2,450	～2,500	43	29	15																																															
あなたの合計所得	控 除 額																																																							
～2,400	～2,450	～2,500																																																						
43	29	15																																																						

## 市民税・県民税の計算方法（令和6年度）

市民税（均等割と所得割）と県民税（均等割と所得割）の合計額が年税額となり、一般的には次の方法で計算します。令和6年度から均等割が課税される方は、森林環境税（国税）1,000円が併せて課税されます。

◎ 均等割額 市民税3,000円 県民税1,000円 合計4,000円

◎ 所得割額

総所得金額等－所得控除合計額＝課税所得金額（1,000円未満の端数は切捨て）  
課税所得金額×市民税・県民税率－税額控除額＝所得割額（100円未満の端数は切捨て）

※ 税額控除額は、人的調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額

◎ 市民税・県民税所得割の税率（総合課税分）

課税所得金額	市民税率	県民税率
一律	6%	4%

※ 分離課税分（土地建物等や株式等に係る譲渡所得等）の税率については、市民税課にお問い合わせください。

◎ 税額控除（人的調整控除）

合計課税所得金額	控除額	合計課税所得金額	控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	200万円超 2,500万円以下	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額合計所得が、2,500万円を超える場合、人的調整控除は適用されません。

人的控除の種類		金額	人的控除の種類		金額
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円
障害者控除		1万円	配偶者控除	老人	10万円
特別障害者控除		10万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額48万円超50万円未満	5万円
同居特別障害者控除		22万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満	3万円
寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円
未婚のひとり親控除(母)		5万円	扶養控除	特定人	18万円
未婚のひとり親控除(父)		1万円	扶養控除	老人	10万円
勤労学生控除		1万円	扶養控除	同居老親等	13万円

※ あなたの合計所得が900万円超の場合、金額が変動します。

◎ 税額控除（配当控除）※申告分離課税を選択した場合を除く。

種類	課税所得金額		1,000万円超の部分		
	1,000万円以下の部分	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

◎ 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

対象者	控除額
平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方	<p>下記A、Bにおいて①と②のいずれか少ない金額の3/5を市民税、2/5を県民税から控除します。</p> <p>A &lt;&lt;平成26年3月まで及び令和4年から令和7年までに入居（最高97,500円）&gt;&gt; ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%</p> <p>B &lt;&lt;平成26年4月から令和3年まで（※2の場合、令和4年までに入居（最高136,500円×1）&gt;&gt; ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%×1</p> <p>※1 住宅の対価又は費用に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合に限り、それ以外の場合はAと同様です。 ※2 以下のいずれかの条件で令和4年までに入居した場合は適用になります。 ・新築家屋で令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約が行われている ・建売、中古、増改築等家屋で令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約が行われている</p>

◎ 税額控除（寄附金税額控除）

対象寄附金	控除額
前年中に支払った地方公共団体、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附金、新潟県・新潟県・長岡市が条例で定める寄附金	<p>下記①と②の合計額</p> <p>①基本控除額＝（寄附金額－2千円）×10%（市民税6%、県民税4%） ※寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。 ②特例控除額＝（地方公共団体に対する寄附金額－2千円）×（90%－所得税の税率：0～45%×1.021）</p> <p>※上記の式で計算した金額のうち、市民税から3/5、県民税から2/5を控除します。 ※②は総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金のみ該当します。市民税・県民税所得割の20%が上限です。</p>

◎ 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## 納付について

◎ 納期（令和6年度）

第1期	6月16日から7月1日まで
第2期	8月16日から9月2日まで
第3期	10月16日から10月31日まで
第4期	令和7年1月16日から1月31日まで

<市民税・県民税についてのお問合せ先>  
平日8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

課税内容については…

市民税課	(0258) 39-2212
中之島支所地域振興・市民生活課	(0258) 61-2014
越路支所地域振興・市民生活課	(0258) 92-5907
三島支所地域振興・市民生活課	(0258) 42-2246
山古志支所地域振興・市民生活課	(0258) 59-2332
小国支所地域振興・市民生活課	(0258) 95-5900
和島支所地域振興・市民生活課	(0258) 74-3113
寺泊支所地域振興・市民生活課	(0258) 75-3113
栃尾支所市民生活課	(0258) 52-5837
与板支所地域振興・市民生活課	(0258) 72-3160
川口支所地域振興・市民生活課	(0258) 89-3112

納付方法については…

収納課	(0258) 39-2214
-----	----------------

※市民税課と収納課のご相談は、アオーレ長岡東棟1階税金窓口です。

◎ 納付方法

- ・納付書裏面に記載の金融機関、郵便局、市役所
- ・（納期限まで）コンビニエンスストアや、スマートフォン決済アプリ
- ・口座振替

◎ 納付方法の給与天引きを希望する場合は、事業所の経理担当の方にお問い合わせください。

◎ 全期納付書について（領収日付印欄に「全」と表示があるもの）

- ・第1期～第4期をまとめて納める場合のみ、全期納付書をお使いください。
- ※5枚全ての納付書を使用すると二重払いになりますので、ご注意ください。（還付が発生した場合は後日、還付通知をお送りいたします。）

◎ 以下の場合は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでは納付できませんので、金融機関や郵便局、市役所の窓口で納付をお願いします。

- ・納期限を過ぎている
- ・納付書にバーコードがない、読み取れない
- ・金額を訂正した
- ・額面が30万円を超えている

※コンビニエンスストアで納付の際は、「領収書」と「レジで発行するレシート」の2つを必ず受領してください。

納付の事実を証明するとともにトラブル防止のために大切に保管してください。

◎ 口座振替で納める場合

- ・口座振替日は各納期限の日となりますので、前日までに預貯金残高をご確認ください。
- ・領収書は発行しませんので、預貯金通帳の記帳で定期的にご確認ください。
- ・口座振替を一度申し込まれますと、継続して口座振替ができます。
- ・お手続きされた日の翌末日が納期限となるものから口座振替いたします。

領収書貼付欄 領収書の紛失防止にご活用ください

全期又は第1期

第2期

第3期

第4期

口座振替について

- 口座振替の申込みは、希望する金融機関で手続きをお願いいたします（対象は納付書裏面の金融機関です。）。「市税等口座振替依頼書」は、長岡市内の金融機関や、市役所（本庁・支所）に備付けてあります。
- 口座振替日は各納期限の日となりますので、前日までに預貯金残高をご確認ください。
- 領収書は発行しませんので、預貯金通帳の記帳で定期的にご確認ください。
- 口座振替を一度申し込まれますと、継続して口座振替ができます。
- お手続きされた日の翌月末日が納期限となるものから口座振替いたします。

スマートフォン決済アプリについて

- 納付書裏面に記載のアプリを起動し、納付書のバーコードを読み取ることで、納付できます。各アプリ内の残高からの支払いのため、事前にチャージ等が必要です。
  - 領収書は発行されないため、納付状況はアプリ内の支払履歴等からご確認ください。
- ※ポイント付与の有無等については、各スマートフォン決済事業者にお問い合わせください。

詳細は、市ホームページからご確認ください。  
<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate02/nouzei/mobile-payment.html>



納付方法に関する お問合せ先： 収納課（電話0258-39-2214）

よくあるご質問Q & A

【1】

- Q. 転出又は死亡したのに課税されているのはなぜですか。  
 A. 市民税・県民税の課税対象者は、課税する年の1月1日現在長岡市に、原則、住民票がある方です。したがって、令和6年1月2日以降に転出又は亡くなられた方は長岡市で市民税・県民税が課税されます。

【2】

- Q. 転職し新しい会社で働いていますが、給与天引きされていません。なぜですか。  
 A. 給与から天引きするには、事業所等から長岡市に申請していただく必要があります。新たに働いている事業所等に給与天引きの希望を伝えてください。

【3】

- Q. 扶養又は控除の追加はどうしたらよいですか。  
 A. 扶養又は控除を追加する場合は、市民税・県民税申告書を提出する必要があります。所得税額に影響がある場合は、税務署で確定申告をしていただくことになります。

【4】

- Q. 市民税・県民税はいくらから課税されますか。  
 A. あなた（納税義務者）がどなたも扶養に取っていない場合は、合計所得金額が415,000円を超えると市民税・県民税が課税されます。詳しくは左下「非課税判定所得表」をご覧ください。ご自身の合計所得金額は3ページ【市民税・県民税の算出の明細（1）】の左下でご確認いただけます。また、障害者・未成年・寡婦・ひとり親に該当する方は、合計所得金額が135万円以下であれば非課税となります。

○その他のご質問については市ホームページをご覧ください。

([http://qa.city.nagaoka.niigata.jp/category/show/72?site\\_domain=default](http://qa.city.nagaoka.niigata.jp/category/show/72?site_domain=default))



非課税判定所得表：扶養人数によって限度額が変わります（16歳未満の年少扶養を含む。）。

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	2,179,000円	315千円×(1+被扶養者人数)+100千円+189千円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円	350千円×(1+被扶養者人数)+100千円+320千円